

令和 2 年 3 月 4 日

○条例

小田原市民ホール条例

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

小田原市民ホール条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 1 号

小田原市民ホール条例

(設置)

**第 1 条** 芸術文化創造の拠点として市民の芸術文化活動を推進するとともに、交流活動の機会を提供し、これらによるまちのにぎわいの創出を図ることにより、芸術文化の振興並びにまちなかの回遊性の向上及びまちの活性化に寄与するため、小田原市民ホール（以下「市民ホール」という。）を小田原市本町一丁目 7 番 5 0 号に設置する。

(施設)

**第 2 条** 市民ホールに、大ホール、小ホール、楽屋、スタジオ、練習室、展示室、ギャラリー回廊その他の施設を設置する。

(事業)

**第 3 条** 市民ホールは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民ホールの施設及び設備を住民の利用に供すること。
- (2) 芸術文化の振興に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (3) 観光、国際交流、福祉、教育、産業等との連携によるまちのにぎわいを創出する取組に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(開館時間)

**第 4 条** 市民ホールの開館時間は、午前 9 時から午後 1 0 時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

**第 5 条** 市民ホールの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第 1 月曜日及び第 3 月曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、

その翌日以後最初の休日以外の日)

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(施設の使用許可)

**第6条** 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可（以下「使用許可」という。）により連続して施設を使用することができる期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 大ホール、小ホール、楽屋及びスタジオ 7日以内

(2) 練習室 1日以内

(3) 展示室 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める期間

ア 全面を使用する場合 14日以内

イ 一部を使用する場合 7日以内

(4) ギャラリー回廊 14日以内

3 市長は、使用許可をするに当たり、管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

4 市長は、使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民ホールの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

**第7条** 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額（付帯設備の使用にあつては、規則で定める額）の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 施設の使用料 使用許可の際（施設を使用しようとする日の属する月の2月前の

月の初日までに使用許可を受けた場合にあっては、使用許可を受けた日から14日以内の日)

(2) 付帯設備の使用料 市長が指定する日

(3) 使用許可を受けた事項の変更に係る使用料 市長が指定する日  
(使用料の減免)

**第8条** 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

**第9条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰さない理由により施設又は設備を使用することができないとき。

(2) 使用者が、規則に定める日までに、使用許可を受けた事項の変更を申請して市長が許可したとき又は使用の取りやめを申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

**第10条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(2) 第6条第3項の条件に違反したとき。

(3) その使用が第6条第4項第1号又は第2号に該当するに至ったとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市民ホールの管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消され、又は使用を中止させられ、それによって使用者に損害が生じた場合においても、市は、その賠償の責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

**第11条** 使用者は、許可を受けた使用目的以外の目的で施設又は設備を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

**第12条** 使用者は、使用する施設に特別の設備をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

**第13条** 使用者は、施設若しくは設備の使用を終えたとき又は第10条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(入館の制限)

**第14条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民ホールへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市民ホールの管理上支障があると認められる者

(販売行為等の禁止)

**第15条** 何人も、市長の許可を受けなければ、市民ホールの敷地内において物品の販売、広告、宣伝、寄附募集その他これらに類する行為をしてはならない。

(損害賠償)

**第16条** 使用者又は入館者は、市民ホールの施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、市民ホールの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(小田原市民会館条例の廃止)

- 2 小田原市民会館条例（昭和37年小田原市条例第25号）は、廃止する。

(準備行為)

- 3 市民ホールの施設の使用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第6条、第7条関係）

1 大ホール

(1) 通常の使用料

区分		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時
入場料等を徴収しない場合	平日	円 28,600	円 41,900	円 53,400
	日曜日、土曜日及び休日	33,400	49,000	62,400
入場料等を徴収する場合	入場料等の額が500円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の125に相当する額		
	入場料等の額が500円を超え1,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の150に相当する額		
	入場料等の額が1,000円を超え2,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の200に相当する額		
	入場料等の額が2,000円を超え3,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の250に相当する額		
	入場料等の額が3,000円を超え5,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の300に相当する額		
	入場料等の額が5,000円を超える場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の350に相当する額		

(2) 1階席のみ使用する場合の使用料 (1)の使用料の額の100分の70に相当する額

(3) 公演等に伴う商品の販売を行う場合の使用料 (1)又は(2)の使用料の額の100分の120に相当する額

(4) リハーサル、準備作業、撤収作業等（以下「リハーサル等」という。）を行う場合の使用料（1）の入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の70に相当する額

(5) 練習（リハーサル等を除く。）を行う場合（使用しようとする日の29日前から7日前までに使用許可の申請があった場合に限る。）の使用料（1）の入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の50に相当する額

## 2 小ホール

### (1) 通常の使用料

区分		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時
入場料等を徴収しない場合	平日	円 6,300	円 9,200	円 11,700
	日曜日、土曜日及び休日	9,500	14,000	17,800
入場料等を徴収する場合	入場料等の額が500円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の125に相当する額		
	入場料等の額が500円を超え1,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の150に相当する額		
	入場料等の額が1,000円を超え2,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の200に相当する額		
	入場料等の額が2,000円を超え3,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の250に相当する額		
	入場料等の額が3,000円を超え5,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の300に相当する額		
	入場料等の額が5,000円	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の		

	円を超える場合	100分の350に相当する額
--	---------	----------------

(2) 公演等に伴う商品の販売を行う場合の使用料 (1)の使用料の額の100分の120に相当する額

(3) 商品の販売のみを行う場合の使用料 (1)の入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の350に相当する額

### 3 楽屋

区分		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
大ホール	楽屋A	円 1,000	円 1,300	円 1,300
	楽屋B	800	1,100	1,100
	楽屋C	700	900	900
	楽屋D	1,200	1,600	1,600
	楽屋E	1,600	2,100	2,100
	楽屋F	1,500	2,000	2,000
小ホール	楽屋G	500	700	700
	楽屋H	500	600	600
	楽屋I	1,000	1,300	1,300

### 4 スタジオ

(1) 通常の使用料

区分		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
入場料等を徴収しない場合		円 3,400	円 4,500	円 4,700
入場料等を徴収する場合	入場料等の額が500円以下の場合	4,250	5,625	5,875



入場料等の額が 500 円 を超え 1,000 円以下の 場合	5,100	6,750	7,050
入場料等の額が 1,000 円を超え 2,000 円以 下の場合	6,800	9,000	9,400
入場料等の額が 2,000 円を超え 3,000 円以 下の場合	8,500	11,250	11,750
入場料等の額が 3,000 円を超え 5,000 円以 下の場合	10,200	13,500	14,100
入場料等の額が 5,000 円を超える場合	11,900	15,750	16,450

- (2) 公演等に伴う商品の販売を行う場合の使用料 (1)の使用料の額の100分の120に相当する額
- (3) 商品の販売のみを行う場合の使用料 (1)の入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の350に相当する額

## 5 練習室

区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後3時30 分～午後5 時30分	午後6時～ 午後9時	午後6時～ 午後10時
練習室A	円 900	円 600	円 600	円 900	円 1,200
練習室B	900	600	600	900	1,200
練習室C	1,200	800	800	1,200	1,600

## 6 展示室

- (1) 通常の使用料

区分		午前 9 時～午後 10 時
全面を使用する場合	平日	円 12,600
	日曜日、土曜日及び休日	16,900
全面の 4 分の 1 を使用する場合	平日	3,200
	日曜日、土曜日及び休日	4,300

(2) 入場料等を徴収する場合及び展示に伴う商品の販売を行う場合の使用料

(1)の使用料の額の 100分の350に相当する額

## 7 ギャラリー回廊

区分	7 日間 (各日午前 9 時～午後 10 時)
1 階	円 8,300
2 階	10,500

## 8 使用料に係る通則

(1) この表において「入場料等」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場者が主催者に支払う料金をいう。

(2) 1 大ホール(1)通常の使用料の表、2 小ホール(1)通常の使用料の表、3 楽屋の表、4 スタジオ(1)通常の使用料の表、5 練習室の表、6 展示室(1)通常の使用料の表及び7 ギャラリー回廊の表（以下「各施設の通常の使用料の表」という。）の規定による使用料については、各施設の通常の使用料の表に規定するもののほか、次のとおりとする。

ア 各施設の通常の使用料の表において入場料等の額が 2 以上に区分されている場合の使用料の区分は、1 人当たりの入場料等の最高額による。

イ 各施設の通常の使用料の表の時間の区分における時間（以下「基本時間」という。）を超えて基本時間以外の時間に使用する場合の当該時間に係る使用料の額は、当該使用に係る基本時間（2 以上の基本時間にわたって使用する場合にあっては、当該基本時間以外の時間の直近の基本時間）における 1 時間当たりの使用料の額に、当該基本時間を超えて使用する時間（当該時間が 1 時間に満たないとき又はこれに 1 時間未満の端数の時間があるときは、その満たない

時間又はその端数の時間を1時間として計算する。)を乗じて得た額とする。

ウ 2以上の基本時間にわたって使用する場合は、当該2以上の基本時間の間の基本時間以外の時間に係る使用料については、イの規定は、適用しない。

(3) 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 2 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小田原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 小田原市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 4 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(小田原市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第 2 条** 小田原市下水道事業の設置等に関する条例（平成 27 年小田原市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第 3 条** 小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### 小田原市条例第 3 号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市職員定数条例（昭和 24 年小田原市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に後段として次のように加える。

職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、同項の定数を超えることとなる  
とき（復職又は復帰の日から 1 年を超えない期間に限る。）も、同様とする。

別表消防職員の項中「365」を「375」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和 2 年 3 月 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

#### **小田原市条例第 4 号**

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年小田原市条例第  
3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「職員」の次に「（前号に掲げる者を除く。）」を加え、同条第 4 号  
中「定められている職員」の次に「（第 1 号及び第 2 号に掲げる者を除く。）」を加え、  
同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機  
関が市長と協議して定める額

#### **附 則**

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 5 号

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市印鑑条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 9 条中「き損した」を「毀損した」に改める。

第 1 4 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 意思能力を有しない者となったとき。

### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

**小田原市条例第 6 号**



小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

小田原市公設地方卸売市場条例（昭和４７年小田原市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第４２条」を「～第４２条の２」に、「第４２条の２」を「第４２条の３」に、「第５章 監督（第５２条～第５４条）」を「第５章 削除」に改める。

第１条中「神奈川県地方卸売市場条例（昭和４６年神奈川県条例第６５号。以下「県条例」という。）第４条第１項に規定する」を「卸売市場法（昭和４６年法律第３５号。以下「法」という。）第１３条第４項各号に掲げる」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（定義）

**第１条の２** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者 第６条の２第１項の許可を受け、市場において卸売の業務を行う者をいう。
- (2) せり人 卸売業者が、第１２条第２項の規定により市長に届け出て、市場においてせり売の方法による卸売の業務に従事させる者をいう。
- (3) 買受人 第１３条第１項の承認を受け、市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。
- (4) 付属営業人 第１７条の規定による許可を受け、市場内の店舗その他の施設において卸売の業務以外の業務（以下「付属営業」という。）を営む者をいう。

第２条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「、位置及び面積」を「及び位置」に

改め、同条の表中

位 置	面 積
小田原市酒匂 978 番地	35,195 平方メートル
小田原市早川一丁目 10番地の1	15,010 平方メートル

を

位 置
小田原市酒匂 9 7 8 番地
小田原市早川一丁目 1 0 番地の 1

に改める。

第 5 条第 2 項中「（県条例第 5 条の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のため」を「の行うせり売又は入札の方法による卸売」に改める。

第 6 条の次に次の 8 条を加える。

（卸売業務の許可）

**第 6 条の 2** 市場において卸売の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第 2 条に掲げる市場ごとに行う。

（卸売業務の許可の基準）

**第 6 条の 3** 市長は、前条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が市場の買受人であるとき。

(3) 申請者が、小田原市暴力団排除条例（平成 2 3 年小田原市条例第 2 9 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利するおそれがあると認められる者であるとき。

(4) 申請者が、法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないものであるとき。

(5) 申請者が、第 6 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して 3 年を経過しない者であるとき。

(6) 申請者の業務を行う役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 暴力団を利するおそれがあると認められる者

ウ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

エ 第6条の7第1項又は第2項の規定による許可の取消しを受けた法人のその取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を行う役員として在任した者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの

(7) 申請者が、卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないとき。

(8) その許可をすることによって卸売業者の数が第6条に定める数を超えることとなるとき。

(卸売業務の廃止の届出)

**第6条の4** 卸売業者は、第6条の2第1項の許可に係る卸売の業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者に係る報告等)

**第6条の5** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該卸売業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(卸売業者への改善命令等)

**第6条の6** 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該卸売業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 卸売業者について、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、そ

の法人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、当該卸売業者に対し、前項の規定を適用するほか、市長は、その行為者に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

(卸売業務の許可の取消し)

**第6条の7** 市長は、卸売業者が第6条の3第1号から第7号までのいずれかに該当することとなった場合には、第6条の2第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第6条の2第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(5) その法人の代表者又はその法人の代理人、使用人その他の従業者が、前条第3項の規定により市場への入場を停止されたとき。

(6) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

3 前2項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(卸売業者の事業の承継)

**第6条の8** 卸売業者が市場における事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人が当該譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可に係る手続その他必要な事項は、規則で定める。

(告示)

**第6条の9** 市長は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があったときも、同様とする。

- (1) 第6条の2第1項の許可をしたとき。
- (2) 第6条の4の規定による届出を受けたとき。
- (3) 第6条の7第1項又は第2項の規定による許可の取消しをしたとき。
- (4) 前条第1項又は第2項の認可をしたとき。

第7条第1項中「知事から卸売の業務」を「第6条の2第1項」に改める。

第12条を次のように改める。

(せり人の届出等)

**第12条** せり人は、せりを行うために必要な経験及び能力を有することその他規則で定める資格を有する者でなければならない。

2 卸売業者は、せり人の氏名その他規則で定める事項を記載した名簿を作成し、市長に届け出るとともに、常に当該名簿を市場内に備え置かなければならない。

3 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前項の名簿に記載した事項について変更があるとき。
- (2) せり人を廃止したとき。

第13条の次に次の1条を加える。

(買受人の承認の基準)

**第13条の2** 市長は、前条第1項の承認の申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしてはならない。

- (1) 申請者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が、卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。
- (3) 申請者が、第15条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

第14条第1項中「前条第1項の承認を受けた者（以下「買受人」という。）」を「買受人」に改め、同項第2号中「卸売業者から卸売を受けること」を「買受人の業務」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(買受人への是正命令等)

**第14条の2** 市長は、買受人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該買受人に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

2 買受人について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、当該買受人に対し、前項の規定を適用するほか、市長は、その行為者に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

第15条中「次の各号」を「第13条の2各号」に、「第13条」を「第13条第1項」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第13条第1項の承認を取り消すことができる。

(1) その法人の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、前条第2項の規定により市場への入場を停止されたとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

第17条中「市場内の店舗その他の施設において卸売の業務以外の業務を営むこと(以下「付属営業」という。)」を「付属営業」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(付属営業の許可の基準)

**第17条の2** 市長は、前条の規定による許可の申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、付属営業の許可をしてはならない。

(1) 申請者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が、暴力団経営支配法人等若しくは小田原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団を利するおそれがあると認められる者であるとき。

(3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4) 申請者が、業務を適確に遂行するのに必要な能力及び資力信用を有する者でないとき。

(5) 申請者が、第20条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算

して3年を経過しない者であるとき。

第18条第1項中「前条の許可を受けた者（以下「付属営業人」という。）は、」を「付属営業人は、第17条の規定による」に改める。

第19条の次に次の2条を加える。

（付属営業人に係る報告等）

**第19条の2** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、付属営業人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該付属営業人の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（付属営業人への改善命令等）

**第19条の3** 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、付属営業人に対し、当該付属営業人の業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 市長は、付属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該付属営業人に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 付属営業人について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、当該付属営業人に対し、前項の規定を適用するほか、市長は、その行為者に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

第20条第1項中「次の各号」を「第17条の2各号」に改め、「第17条の」の次に「規定による」を加え、同項各号を削り、同条第2項中「第17条の」の次に「規定による」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 正当な理由がないのに第17条の規定による許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

第20条第2項に次の2号を加える。

(5) その法人の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、

前条第3項の規定により市場への入場を停止されたとき。

(6) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

第23条第1項第2号中「毎日の卸売予定数量のうち、規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分については」を削り、同項第3号を削り、同条第2項中「及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあっては、同号に規定する規則で定める割合に相当する部分に限る。）」を「に掲げる物品」に改め、同項第6号中「のため」を削り、同条第3項中「及び第3号」を削り、同条第4項を削り、同条第5項中「第1項第3号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条の次に次の1条を加える。

（卸売業者による売買取引の条件の公表）

**第23条の2** 卸売業者は、次に掲げる事項を定めたときは、速やかに、公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 第39条に規定する出荷奨励金及び第42条に規定する完納奨励金の内容及びその額（その交付の基準を含む。）

第25条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第34条第1項中「卸売のため」を「せり売又は入札の方法による卸売」に、「第1号に掲げる物品にあっては主要な品目の主要な産地ごとの卸売予定数量を、第2号に掲げる物品にあっては」を「その日に卸売をする物品について、」に、「卸売予定数量を売買取引の方法ごとに区分して、」を「卸売の予定数量を」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「のため」を削り、「その価格」を「価格」に改め、同条第3項中「毎月



10日までに、規則で定めるところにより、前月中」を「その月」に改め、「含む。）を」の次に「とりまとめ、翌月の10日までに、規則で定めるところにより」を加える。

第35条の見出し中「卸売予定数量等」を「開設者による卸売予定数量等」に改め、同条第1項中「卸売のため」を「せり売又は入札の方法による卸売」に、「卸売予定数量を、第2号に掲げる物品にあっては主要な品目の主要な産地ごとの卸売予定数量を売買取引の方法ごとに区分して、第3号」を「卸売の予定数量を、第2号」に、「その価格」を「価格」に、「市場内の見やすい場所に掲示しなければ」を「公表しなければ」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「のため」を削り、「その価格」を「価格」に、「市場内の見やすい場所に掲示しなければ」を「公表しなければ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

**第35条の2** 卸売業者は、次に掲げる事項について、第34条の規定による市長への報告後速やかに公表しなければならない。

- (1) その日の主要な品目の卸売の予定数量
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

2 卸売業者は、その月の委託手数料の種類ごとの受領額並びに第39条に規定する出荷奨励金及び第42条に規定する完納奨励金の交付額を、その月の翌月に公表しなければならない。

第37条の見出し中「の率」を削り、同条に次の1項を加える。

2 卸売業者は、取扱品目別にその月の委託手数料の種類ごとの受領額をとりまとめ、翌月の10日までに、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

第40条第1項ただし書中「、規則で定めるところにより」及び「あらかじめ市長の承認を受けて」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 卸売業者は、前項ただし書の特約が、当該卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、これを行ってはならない。

第40条に次の1項を加える。

3 第1項ただし書の規定により支払猶予の特約をする場合には、卸売業者は、当該特約をする買受人以外の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないものとする。

第3章の2中第42条の2を第42条の3とする。

第3章中第42条の次に次の1条を加える。

(決済の方法)

**第42条の2** 市場における売買取引の決済の方法は、第36条から前条までの規定によるほか、取引参加者間において定める公正かつ公平な方法によるものとする。

第46条の次に次の2条を加える。

(施設の利用者に係る報告等)

**第46条の2** 市長は、市場施設の適正かつ効率的な使用を確保するため必要があると認めるときは、当該施設の利用者に対し、許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、利用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

(施設の利用者への改善命令)

**第46条の3** 市長は、市場施設の適正かつ効率的な使用を確保するため必要があると認めるときは、利用者に対し、当該利用者の市場施設の使用に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。

第49条第1項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第5章を次のように改める。

## 第5章 削除

### 第52条から第54条まで 削除

第60条の次に次の1条を加える。

(公表の方法)

**第60条の2** 第23条の2、第35条及び第35条の2の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

第61条中「県条例第14条第2項に規定する事項に係る」を削り、「同項に規定する」を「卸売業者、買受人その他の」に改める。

別表第2を削る。

別表第3青果市場の項中「別表第2に掲げる物品以外」を「全て」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4中「第43条、第49条～第51条関係」を「第49条関係」に改め、同表を別表第3とする。

## 附 則

この条例は、令和2年6月21日から施行する。

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第 7 号

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例（平成 15 年小田原市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 号中「第 112 条第 18 項」を「第 112 条第 19 項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。